

平成 30 年 10 月 4 日

平成 30 年度及び平成 31 年度前半に策定・改定予定の計画について

企画県民部ビジョン局ビジョン課

1 趣 旨

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に関し、平成 30 年度及び平成 31 年度前半に策定・改定予定の計画について報告する。

2 今回報告する計画 ※概要は別添の通り

(1) 既存計画を改定するもの

① 現在、議決対象として指定されているもの

- | | |
|---------|----------------------|
| [産業労働部] | ・ひょうご経済・雇用活性化プラン（改定） |
| [環境部長] | ・兵庫県環境基本計画（改定） |
| [教育委員会] | ・ひょうご教育創造プラン（改定） |
| | ・兵庫県スポーツ推進計画（一部改定） |

② 現在、議決対象に指定されていないもの

- | | |
|---------|------------------------------|
| [健康福祉部] | ・兵庫県動物愛護管理推進計画（改定） |
| [福祉部長] | ・兵庫県地域福祉支援計画（改定） |
| | ・兵庫県 DV 防止・被害者保護計画（改定） |
| [環境部長] | ・生物多様性ひょうご戦略（改定） |
| | ・兵庫県分別収集促進計画（第 9 期）（改定） |
| [県土整備部] | ・ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画（改定） |
| | ・津波防災インフラ整備計画（一部改定） |
| | ・踏切すっきり安心プラン（改定） |
| | ・渋滞交差点解消プログラム（改定） |

(2) 新規に策定するもの

- | | |
|----------|---------------------------|
| [企画県民部] | ・日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム |
| [政策創生部長] | ・兵庫水素社会推進構想（仮称） |
| [福祉部長] | ・兵庫県アルコール健康障害対策推進計画 |
| [県土整備部] | ・ひょうご道路防災推進 10 箇年計画（仮称） |

平成 30 年度及び平成 31 年度前半に策定・改定予定の計画

1 既存計画を改定するもの

(1) 現在、議決対象として指定されているもの

所管局	計画名称	期間	内容	策定・改定時期
産業労働部	ひょうご経済・雇用活性化プラン (改定) 策定 H26 現行 H26～30	H31～35 (5年)	経済・雇用分野での県政運営の基本的な考え方及び具体的施策の方向性を示す基本的な計画 ・産業・雇用活性化の基本方向、施策推進の基本的考え方、具体的施策の展開方向、数値目標	H31. 3
環境部長	兵庫県環境基本計画 (改定) 策定 H8 改定 H14, H20, H25 現行 H26～35	H31～42 (概ね10年)	環境の保全と創造に関する条例に基づき策定する、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画 ・環境施策の基本理念、施策展開の視点、施策目標、具体的施策の展開方向等	H31. 3
教育委員会	ひょうご教育創造プラン (改定) 策定 H21 改定 H25 現行 H26～30	H31～35 (5年)	教育基本法に基づき、国の基本計画を踏まえて策定する、本県の教育の中期的な取組の考え方や具体的施策を示す基本的な計画 ・基本理念、教育施策の重点目標、具体的施策 等	H31. 3
	兵庫県スポーツ推進計画 (一部改定) 策定 H24 改定 H30 (今回) 現行 H24～33	H24～33 (概ね10年)	スポーツ基本法に基づき、国のスポーツ基本計画を踏まえて策定する、本県のスポーツ施策の基本的な考え方や具体的施策の方向性を示す基本的な計画 ・国の第2期スポーツ基本計画の策定を踏まえた内容の時点修正等	H31. 3

(2) 現在、議決対象に指定されていないもの

所管局	計画名称	期間	内容	策定・改定時期
健康福祉部	兵庫県動物愛護管理推進計画 (改定) 策定 H21 改定 H26 現行 H26～35	H31～40 (10年)	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、国の基本指針を踏まえて策定する、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画 ・基本方針、目標、重点的に取り組む対策、必要な体制	H31. 12
福祉部長	兵庫県地域福祉支援計画 (改定) 策定 H15 改定 H20, H25 現行 H26～30	H31～35 (5年)	社会福祉法に基づき策定する、市町の地域福祉計画の方向性を示す計画 ・地域福祉推進のための基本理念、基本方針 等	H31. 3
	兵庫県 DV 防止・被害者保護計画 (改定) 策定 H18 改定 H21, H26 現行 H26～30	H31～35 (5年)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、国の方針を踏まえて策定する、DV 対策を推進するための計画 ・基本方針、目標、重点的に取り組む施策、市町と連携して取り組む施策 等	H31. 3

所管部	計画名称	期間	内容	策・改定時期
環境部長	生物多様性ひょうご戦略 (改定) 策定 H21 改定 H25 現行 H25～35	H31～42 (概ね10年)	生物多様性基本法に基づき策定する、県の生物多様性保全の指針となる戦略 ・戦略の理念と目標、行動計画、推進体制 等	H31. 3
	兵庫県分別収集促進計画 (第9期) (改定) 策定 H9 改定 H11, H14, H18 H19, H22, H25, H28 現行 H29～33	H32～36 (5年)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき策定する、容器包装廃棄物の分別収集を促進するための計画 ・分別収集の目標、収集量向上に係る具体的方策	H31. 10
県土整備部	ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画 (改定) 策定 H25 現行 H26～35	H31～40 (10年)	橋梁やトンネル等の社会基盤施設の老朽化対策を推進するための計画 ・施設の点検・評価と対策の考え方、各施設の実施箇所数、総事業費等	H31. 2
	津波防災インフラ整備計画 (一部改定) 策定 H24 現行 H25～40	H25～40 (16年)	南海トラフ地震による最大クラスの津波に備え、インフラ整備を推進するための計画 ・事業進捗を踏まえた内容の時点修正	H31. 2
	踏切すっきり安心プラン (改定) 策定 H19 改定 H25 現行 H26～30	H31～35 (5年)	踏切による渋滞の解消や歩行者の安全確保等、踏切対策を推進するための計画 ・対象踏切、今後の対策 等	H31. 2
	渋滞交差点解消プログラム (改定) 策定 H14 改定 H21, 25 現行 H26～30	H31～35 (5年)	渋滞交差点の解消・緩和に向けた対策を推進するための計画 ・渋滞交差点の箇所、今後の対策 等	H31. 2

2 新規に策定するもの

所管部	計画名称	期間	内容	策・改定時期
企画県民部	日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム	H31～40 (10年)	日本海津波浸水シミュレーションによる被害想定を踏まえ、ハード、ソフト両面の具体的な対策を推進するための計画 ・ゆれ対策、津波対策、避難対策 等	H31. 3
政策創生部長	兵庫水素社会推進構想 (仮称)	期間の定めなし	水素社会の実現に向けた県の方針や取組の方向性を示す構想 ・将来めざすべき水素社会の姿、取組の方向性	H31. 3
福祉部長	兵庫県アルコール健康障害対策推進計画	H31～35 (5年)	アルコール健康障害対策基本法に基づき策定する、アルコール健康障害対策を推進するための計画 ・飲酒割合等の目標値、推進体制、具体的施策 等	H31. 3

所管部門	計画名称	期間	内容	策定・改定時期
県土整備部	ひょうご道路防災推進10箇年計画（仮称）	H31～40 （10年）	緊急輸送道路等の防災機能強化を計画的に推進するための計画 ・道路橋の耐震強化及び法面の防災対策の考え方や箇所数 等	H31.2

3 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条に基づき、議決対象外の計画

<行政内部の管理に係る計画>

- ・兵庫県流域下水道事業経営戦略（新規）（H31～40）【H31.3 策定予定】
流域下水道事業を安定的に継続するための中長期的な経営計画
- ・新・企業庁経営ビジョン（一部改定）（H26～35）【H31.3 一部改定予定】
平成35年度までの企業庁のあるべき姿や方向性を示す計画
- ・企業庁総合経営計画（改定）（H31～35）【H31.3 改定予定】
新・企業庁経営ビジョンにおける経営目標の達成に向けた具体的行動計画
- ・病院構造改革推進方策（改定）（H31～35）【H31.3 改定予定】
経営改善方策、診療機能の高度化等、県立病院事業全般に係る構造改革推進に向けた取組事項を示す方策

<特定の地域を対象とする計画>

- ・社会基盤整備プログラム（改定）（H31～40）【H31.3 改定予定】
ひょうご社会基盤整備基本計画を踏まえ策定する、道路・河川等社会基盤整備の個別事業の概要等を示す地域別（県民局単位）の事業実施計画
- ・河川整備基本方針（新規）（期間の定めなし）【H31 年度前半策定予定】
河川法に基づき、対象河川ごとに、河川管理者である知事が定める長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針（都賀川、高羽川、西郷川、住吉川、石屋川、天上川）

<計画期間が5年未満の計画>

- ・地域安全まちづくり推進計画（第5期）（改定）（H31～33）【H31.3 改定予定】
地域安全まちづくり条例第12条に基づき、地域安全まちづくり活動に対する県の支援施策を実施するための計画
- ・兵庫県農村地域産業導入促進等基本計画（新規）（H31～33）【H31.3 策定予定】
農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第4条に基づき、国の基本方針を踏まえ、農村地域への産業の導入に関する目標や方針を定める計画